

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 2 月 27 日付 4 学振第 221 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 2 月 15 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「〇〇〇年〇月に〇〇〇学校で発生した、教諭による〇〇〇〇生徒への体罰事案にかかる一切の資料（〇〇〇〇の調査内容、生徒本人・保護者への説明内容、県への詳細な報告など）。」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 5 年 2 月 27 日付けで、条例第 10 条に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 3 月 6 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、長崎県知事から本件処分を受けた。

長崎県知事は、その理由を、「学校法人又は学校に関する情報で、それらの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」としている。しかし、事案は学校教育の現場で起きた体罰事案で、学校教育法第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を与えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定しており、同法に違反する。また、〇〇〇〇〇〇〇は県内外から生徒が入学する。不開示の理由は、同法人の競争上の地位や正当な利益を守るために、隠蔽のそしりも免れない。学校の風土や環境が、入学を志望する際の大きな判断材料となることは明らかで、非開示の決定は公共の利益にも反する。所管する行政として極めて不適切な決定であり、到底納得のできるものではない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 原処分を妥当とした理由

本件開示請求の趣旨は、特定の学校法人又は学校の事件・事故事案に関するものであるが、公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の学校法人又は学校で、ある特定の事件・事故があったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じると認められ、当該学校法人又は学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号の事業情報を開示することとなるため、条例第10条に該当するものである。

##### 2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

(1) 審査請求人は、「事案は学校教育の現場で起きた体罰事案」であり、「体罰を加えることはできない」とする学校教育法に反すると述べているが、このことに関しては、すべての学校において異論はない。

(2) 審査請求人が「不開示の理由は、同法人の競争上の地位や正当な利益を守るために、隠蔽のそしりも免れない。学校の風土や環境が、入学を志望する際の大きな判断材料となることは明らかで、非開示の決定は公共の利益にも反する。」と主張していることについて

① 私立学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき、学校法人が設置者であり、学校法人が責任をもって管理運営を行っている。従って、学校で生じ

た事件・事故に対処し、公表について判断するのは、学校法人である。

- ② 仮に学校で事件・事故が生じた際、特に法律で定めがある場合を除き、所轄庁である県に報告するか否かは、学校法人の判断に委ねられており、体罰について法的な報告義務は無い。私立学校法は、建学の精神や学校の自主性を尊重し、所轄庁の権限は国公立の学校に比べて著しく限定されているため、必要に応じて、同法第6条に基づき報告書の提出を求めることもある。
- ③ 一般的には、特定の学校法人の特定の事案にかかる公文書不開示決定は、県が報告書を受領していることを明らかにし、その学校法人又は学校に問題とすべき何らかの事情が発生していると理解されることから、結果的に当該学校法人の利益を害するおそれがあるため、報告書を受領したという情報は、学校法人にとっては不利益情報となると言える。
- ④ 県が学校法人の不利益情報を積極的に公表する姿勢であると、学校法人との信頼関係を築くことが困難となり、かえって事件・事故の隠ぺいを助長することにもなりかねず、県の私学行政に影響が生じることも懸念される。
- ⑤ また公共の利益に反するか否かの判断は、原処分趣旨を踏まえれば、県として意見を述べるところにはない。

### 3 結論

公文書の存否を明らかにすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性が客観的に認められるとまでは言えず、不開示決定（存否応答拒否）とした原処分は妥当であると判断する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例の規

定等を確認したうえで、不開示決定（存否応答拒否）の妥当性について判断した。

(1) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

### 3 本件処分 of 妥当性について

実施機関は、条例第10条の規定に基づき、本件処分を行っている。そこで、当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

(1) 本件開示請求の対象について

本件開示請求は、「〇〇〇年〇月に〇〇〇学校で発生した、教諭による〇〇〇〇生徒への体罰事案にかかる一切の資料（〇〇〇〇の調査内容、生徒本人・保護者への説明内容、県への詳細な報告など）。」の開示を求めるもので、学校及び法人を特定した上で行われたものである。

そこで、存否応答拒否の妥当性について、以下検討する。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

① 存否応答拒否についての実施機関の主張は、概ね次のとおりである（前記第4参照）。

ア 公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の学校法人又は学校で、ある特定の事件・事故があったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じると認められ、当該学校法人又は学校の権利、競争上



審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年11月16日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年12月19日	・審査会（審査）
令和6年1月23日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年2月19日	・審査会（審査）
令和6年2月26日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長